

# 音威子府版 支える会通信

No.15(2015/2/9)  
JAL闘争を支える  
音威子府の会  
事務局:おといねっぷユニオン  
TEL/FAX 01656-5-3368

司法の正義どこへ  
法の番人、最高裁が

## 上告棄却

2/4 客室乗務員裁判  
2/5 乗員(ハイロット)裁判



法の番人は、正義を捨てたのか‥‥

2月4日最高裁第二小法廷が、JAL不当解雇撤回客乗裁判について、翌5日には第一小法廷が、乗員裁判について、いずれも民事訴訟法の上告事由にあたらないとして、原告の上告を棄却し、上告審を不受理とするまったく不当な判断を下しました。

昨年6月の東京高裁不当判決後の8月には、整理解雇の過程において不当労働行為があったとする東京都労委命令に対し、JAL会社が命令の取り消しを求めた裁判において東京地裁が「命令に違法性はない」と、JAL管財人の行為を断罪しました。

こうした新たな状況や事実実態から目を背けるばかりでなく、職を奪うことが生存権をも脅かす基本的人権にかかる事案であるにもかかわらず、違憲事案ではないとの最高裁の判断は、法の番人としての使命と正義を捨てたものに他なりません。

原告団、弁護団は、この不当な決定に屈することなく、全面解決に向け奮闘する決意を表明しています。

私たちJAL闘争を支える音威子府の会は、微力ではあっても、引き続き原告団を支え、共に闘うことを表明します。

あらためて会員、支援者の協力を訴えます。

具体的な取り組みなどは、別途周知することとします。

乗員訴訟原告団・弁護団の声明を裏面に掲載しました。

最高裁の決定、客乗の声明などは、支える会および原告団のホームページを参照ください。

支える会 <http://sasaerukai.com/> 原告団 <http://jalgkd.wix.com/japan-airlines165>